

報道機関 各位

資料提供 令和3年8月11日
産業労働部 エネルギー・資源振興課
新エネルギー振興班
担当者 石山、工藤、小玉
TEL 018-860-2281
美の国あきたネット掲載 (有)・無

再エネ海域利用法に基づく促進区域の指定の案（八峰町及び能代市沖） に係る公告・縦覧の開始について

経済産業省資源エネルギー庁及び国土交通省港湾局が、再エネ海域利用法に
基づく促進区域の指定の案に係る公告・縦覧を開始しました。

1. 経緯

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（再エネ海域利用法）においては、国が促進区域の指定をしようとするときは、あらかじめその旨を公告し、当該指定の案を2週間縦覧に供することとなっています。

「八峰町及び能代市沖」については、令和2年11月より再エネ海域利用法に基づく協議会において促進区域の指定等に係る協議を行ってきたところであり、令和3年6月に開催された協議会で、促進区域として指定することにつき異存がない旨の協議会意見がとりまとめられました。

この度、国において、本海域について再エネ海域利用法に規定する促進区域の指定基準に適合することが確認されたことから、促進区域の指定の案に係る公告・縦覧が開始されました。

2. 概要

(1) 縦覧場所等

<インターネットの利用による場合>

次の URL から閲覧が可能です。

- ・経済産業省資源エネルギー庁

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/yojo_furyoku/index.html#pub

- ・国土交通省港湾局

https://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_tk6_000074.html

<書面による場合>

次の行政機関で書面による閲覧が可能です。

- ・経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課
- ・国土交通省港湾局海洋・環境課
- ・秋田県産業労働部エネルギー・資源振興課
- ・能代市役所本庁舎行政情報コーナー
- ・八峰町企画財政課

(2) 縦覧期間

2021 年 8 月 11 日（水曜日）から 2021 年 8 月 25 日（水曜日）まで。

※書面による場合の留意事項

- ・縦覧時間は、次のとおりとなります。
 - 経済産業省及び国土交通省 10 時 00 分から 18 時 15 分まで
 - 上記以外の行政機関 8 時 30 分から 17 時 15 分まで
- ・土日祝日は閲覧できません。

(3) 意見書の提出

利害関係者は、縦覧に供された指定の案について、経済産業大臣及び国土交通大臣に意見書を提出することができます。

意見書の提出方法や提出先等については、経済産業省資源エネルギー庁及び国土交通省港湾局において示されます。